

一般社団法人日本手外科学会認定

専門医制度に関するFAQ

1) 研修期間（36ヶ月）について

- Q1. 平成18年（2006年）以前に当時の評議員（現在の代議員）の元で研修を受けた期間は研修履歴として認められるか。
- A1. 認められない。平成19年（2007年）認定研修施設制度開始以降の研修期間とする。
- Q2. 「認定研修施設での通算3年以上の（手外科に関する）研修期間」は、常勤でなければならないか。
- A2. 「週1回8時間以上の手外科に関する研修」を要件とする。
- Q3. 大学附属病院が認定研修施設として認定されている。大学院生、研究生として所属し、手外科に関連する基礎研究に従事しながら、カンファレンスや勉強会等に出席している。外来や手術など臨床業務から一時的に離れているが、この期間は「手外科に関する研修期間」あるいは「基盤学会専門医取得後、3年間の手外科診療の実績」として認められるか。
- A3. 臨床業務を行っていない場合は、研修とも診療実績とも認められない。「週1回8時間以上の手外科診療」を行い、診療実績証明書(様式1-3)が提出できる場合に認められる。
- Q4. 以前勤務していた病院の運営母体が変わってしまった。勤務証明書はどうすればいいか。また、当時の手外科専門医の指導医が異動している場合、指導医の署名はどうすればいいか。
- A4. 運営母体が変わり、新病院で過去の勤務証明書が出せない場合は、当時の部長あるいは手外科指導医による証明書でよい。提出症例の署名欄は当時の手外科指導医の署名が必要である。

2) 研修実績について

- Q5. 以前「研修当時、日本手外科学会評議員が常勤する施設で研修を受けたことが証明できる場合は、これを研修期間に含めることができる。」との特例があった。この特例は、現在も適用されるか。
- A5. 適用されない。
平成26年(2014年)第6回専門医試験まで、特例を認めたが、平成27年(2015年)第7回専門医試験より「評議員の在籍」という条件を廃止し、「手外科専門医の元での研修」を要件とする。

- Q6. 研修実績は日本手外科学会入会前のものでもよいか。
A6. 認める。
- Q7. 専門医申請資格、第5条(8)の研修実績や業績の「直近通算5年間」とは、具体的にどの期間をさすのか。
A7. 申請が例年10月であることより、申請5年前の10月より申請年の9月までとする。ただし論文については、申請5年前の年に掲載された論文は要件をみたまものとする。
- Q8. 専門医申請資格、第5条(8)②(ii)の業績論文として、学会抄録や学会録は認められるか。
A8. 認められない。査読制度のある学術雑誌に掲載された論文を要件とする。
- Q9. 私は6年前の日本手外科学会雑誌に主著論文の掲載があるが、直近5年間に主著論文が2編以上が必要か? 1編では認められないか?
A9. 認められない。直近通算5年間の日本手外科学会雑誌の論文ではないので、第5条(8)2(iii)を満たすように、直近通算5年間の主著論文2編以上が必要である。
- Q10. 「その他の査読制度のある英文誌などに掲載された手外科に関する論文を有すること。」とあるが、「その他の査読制度のある和文誌」は認められるか?
A10. 認められない。「直近通算5年間に2編以上の主著論文」とは、本学会誌、Journal of Orthopaedic Science、日本形成外科学会会誌、日本マイクロサージャリー学会会誌、日本肘関節学会誌、Peripheral Nerve 末梢神経、Journal of Hand Surgery Asian-Pacific volume、その他PubMedに掲載されている査読制度のある手外科に関する英語論文である(申請時に雑誌掲載が通知されている論文を含む)。
- Q11. 疾病、不慮の事故、災害、長期海外出張(留学を含む)、出産・育児・介護などによる猶予の申請期限はいつか?
A11. 延長を希望する手外科専門医試験受験資格認定申請の期限までに、専門医資格認定委員会における延長可否の審査・判定が終わっていないければならず、専門医資格認定委員会における審査のタイミングに関しては現時点では事務局に個別にお問い合わせいただくことになる。

3) 手術症例について

- Q12. 有茎・遊離組織移植による上肢以外の部位への再建術は、手術症例として認められるか。
A12. 「専門医細則、手外科専門医研修カリキュラム」に、「皮膚・皮下組織・筋腱に対するマイクロサージャリー、有茎・遊離組織移植」が含まれており、認められる。
- Q13. 下肢、足趾の先天異常は、手術症例として認められるか。
A13. 「専門医細則、手外科専門医研修カリキュラム」に、「四肢先天異常」として「指列誘導

障害（合指症、裂手・裂足症）」、「絞扼輪症候群、」が含まれており、認められる。

4) 書類の作成、記載について

Q14. 様式1-6 指導医が複数勤務している病院での勤務期間があるが、指導医の署名は携わった全ての専門医の署名が必要か？

A14. 代表者1名の署名でよい。

Q15. 申請書に記入する際、「直近」とは、どの時期を起点とするのか。

また、施設一覧表は、過去に在籍した施設まで記入する必要があるか。

A15. 「直近通算5年間」とは、申請書類作成時からさかのぼり、5年間とする。

新規申請：様式1-2 過去に在籍した施設全てを記載する。

更新申請：様式2-2 直近5年間に在籍した施設を記載する。

Q16. 従来の研修・専門医手帳の内容を貼りつけて申請してもよいか。

A16. 下記の証明は、従来の研修・専門医手帳のコピーを提出することで代用可能である。

学会・教育研修会参加単位一覧表(新規申請：様式1-7、更新：様式2-5)、

学会発表一覧表(新規申請：様式1-8、更新：様式2-6)、

論文発表一覧表・講演一覧表(新規申請：様式1-9、更新：様式2-7)

Q17. 以前、教育研修講演単位をシールで管理していたが、申請書に記載するだけでよいか。

参加を証明するシールや学術集会参加証の提出は必要か。

A17. 手帳やシールのコピーの提出が必要。

Q18. 今年手外科専門医試験に不合格であった。来年再受験をしようと考えているが、申請書の提出時期には論文や発表などの業績や勤務実績が5年以内の条件満たさず、過去6年以内の業績になってしまう。この条件で、専門医試験を改めて受験することは可能か？

A18. できない。論文や発表、研修施設での勤務実績などはすべて直近5年以内であることが必要である。

5) 受験申請について

Q19. 当院形成外科が研修施設に認定されている。自分は整形外科医だが、形成外科の手外科専門医の指導のもとに施行した症例は、経験した手術症例として記載、提出してよいか。

A19. 指導医の基盤学会専門医が整形外科、形成外科のいずれであっても構わない。要件を満たしており問題はない。

6) 更新申請の猶予措置について

Q20. 専門医資格を取得してから、産休・育児休暇があった場合、更新の際、猶予期間として認められるか。

A20. 認められる。定款施行細則第6号専門医制度細則第11条第5項の疾病、不慮の事故、長期海外出張、出産・育児など、やむを得ない事情により更新申請ができない場合は、猶予を申請することができる。

ただし、第11条第6項の規定により、更新審査を猶予された場合は、次に認められる認定期間は猶予期間を含めるものとする。

Q21. 更新申請の猶予を希望する場合の届出方法はどのようにすればよいか。

A21. 猶予申請書を専門医更新期限の4週間前までに事務局に提出すること。

Q22. 猶予が認められた場合、来年の申請時から遡って5年以内の実績の提出が必要か。

A22. 猶予が認められた場合は、前回の認定日から新たな申請日までの期間の実績を提出する。
(例：1年の猶予の場合は6年で150例、更新後は4年で150例)

7) 専門医申請の猶予措置について

Q23. 猶予期間に研修講演受講単位は含まれるか。

A23. 含まれない。期間が猶予されるのは業績(学会発表、論文発表)のみであって研修実績(学会参加、教育研修会参加、セミナー参加)は猶予されない。

Q24. 専門医申請の猶予を希望する場合の届出方法はどのようにすればよいか。

A24. 猶予申請書を専門医申請期限の4週間前までに事務局に提出すること。

8) 更新申請・専門医申請の猶予措置について共通事項

Q25. 2児の出産・育児を経験した場合に、猶予は2児分が適応されるか。

A25. 出産・育児の数に関わらず猶予期間は一律2年間となる。

平成 26 年 4 月 16 日改訂

平成 27 年 4 月 15 日改訂

平成 27 年 7 月 26 日改訂

平成 27 年 9 月 7 日改訂

平成 29 年 3 月 26 日改訂

令和 5 年 8 月 25 日改訂

令和 6 年 4 月 17 日改訂

令和 7 年 4 月 9 日改訂